

大 会 務 執 行 細 則 和 支 部

制定 平成30年12月12日

改正 令和2年10月14日

改正 令和4年2月1日

東京地方税理士会
大 和 支 部

大和支部会務執行細則

目次	第1章	総則（第1条～第6条）
	第2章	執行機関（第7条～第11条）
	第3章	審議機関
	第1節	通則（第12条～第24条）
	第2節	正副支部長会（第25条～第27条）
	第3節	幹事会（第28条～第30条）
	第4節	総会（第31条～第32条）

第1章 総 則

（この細則の趣旨）

第1条 支部規約第30条の規定に基づき、この細則を定める。

（会務執行の準拠）

第2条 会務の執行については、税理士に関する法令、本会の会則及び規則並びに支部規約及び規則で定めるもののほか、この細則の定めるところによる。この細則に定めのない事項については、幹事会において定める。

（会務執行の理念）

第3条 会務の執行に当たっては、民主主義の理念に基づき、公正に会務を運営するとともに、合理的かつ能率的に業務を遂行することに努め、もって税理士に関する法令及び支部規約に定める支部の目的の達成を図らなければならない。

（役員、委員等の義務）

第4条 役員及びこの細則により会務の執行又は審議に参画する者は、支部規約第2条に従い、税理士に関する法令、本会の会則及び規則並びに支部規約、規則、この細則及びその他の規程並びに総会その他権限のある審議機関において決定した事項を遵守し、善良な管理者の注意をもって、忠実に職務を遂行しなければならない。

（この細則の改廃）

第5条 この細則を改正又は廃止しようとするときは、幹事会の議を経なければならない。

（この細則の解釈）

第6条 この細則の解釈に疑義を生じたときは、幹事会において決する。

第2章 執 行 機 関

（執行機関の組織図）

第7条 執行機関の組織図は、別表第1のとおりとする。

（支部長の職務）

第8条 支部長は、総会及び幹事会の決定に基づき、又は正副支部長会の協議を経て、若しくは自らの専決（軽易な事項に限る。）により、部長、委員長及び室長（以下「部長等」という。）を統轄し

て、会務を執行する。

2 支部長は、幹事会の議を経て、部長等に支部長の権限を一部行使させることができる。

(副支部長の職務)

第9条 副支部長は、支部長を補佐する。

2 支部長が副支部長の担当部門を指定したときは、副支部長は、その担当に係る部長等に対し、会務の執行について、指導及び助言をする。

3 支部規約第11条第2項の規定により、副支部長が支部長に代わって支部長の職務を行う場合には、あらかじめ支部長の定めた順序により、当該職務を代理し、又は代行するものとする。

(総務部長の職務)

第10条 総務部長は、支部長の命を受け、事務局職員を指揮監督し、会務の執行を掌理する。

2 総務部長は、部長等に対し、各部、委員会又は室の連絡調整をする。

(部長等の職務)

第11条 部長等は、支部長の命を受け、それぞれ部、委員会又は室の業務を掌理し、当該部等の所掌に属する事項(以下「所掌事項」という。)について、支部長に報告し、建議し、及び支部長の諮問に答申し、並びに支部長の委任に基づき、支部長の権限の一部を行使する。

2 部長等は、所掌事項について、事務局職員に指示をする。

第3章 審議機関

第1節 通 則

(審議機関の組織図)

第12条 審議機関の組織図は、別表第2のとおりとする。

(会議の意義)

第13条 この章において会議とは、次に掲げる合議体をいう。

- (1) 正副支部長会
- (2) 幹事会

(会議の招集)

第14条 会議は、支部長が招集する。

2 会議を招集しようとするときは、会日の7日前までに、会議の日時及び場所を記載した書面(ファクシミリ及び電子メールによる文書を含む。)を構成員に発送して通知しなければならない。ただし、支部長が必要と認めるときは、期間を短縮し、又は書面によらない方法で通知することができる。

(定足数)

第15条 会議は、その構成員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。

2 幹事会における第17条の代理人は、前項の出席者の数に算入しない。

(議長)

第16条 会議の議長は、支部長が当たる。

(代理出席)

第17条 構成員は、あらかじめ支部長の許可を得て、代理人を幹事会に出席させ、意見を述べさせることができる。ただし、代理人は、審議権及び表決権を行使することができない。

(構成員の発議権)

- 第18条 構成員は、その構成員の3分の1以上の同意を得て、その請求に係る事項を会議の議案とすべき旨を支部長に請求することができる。この場合には、構成員が同意したことを証する書面を添えて、議案とすべき事項及び請求の理由を記載した書面を支部長に提出しなければならない。
- 2 支部長は、次の会議（請求のあった時から3月以内に招集されるものでなければならない。）に前項の請求に係る事項を議案として提出しなければならない。
- 3 前項の議案が否決されたときは、当該会議の構成員は、同一の事項について、重ねて第1項の請求をすることができない。ただし、否決の時から6月以上経過したときは、この限りでない。

(質疑及び討論の打切り)

- 第19条 会議における質疑の打切りは、出席構成員の過半数の同意をもってしなければならない。討論の打切りについても、同様とする。

(表決)

- 第20条 幹事会における議事は、支部規約、規則、この細則及びその他の規程に特別の定めがある場合を除き、出席構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 2 会議の議事について特別の利害関係のある者は、その表決に加わることができない。
- 3 正副支部長会においては、議事を表決に付することはない。

(表決権)

- 第21条 幹事会における構成員の表決権は、構成員1人につき1個とする。

(議場の秩序)

- 第22条 構成員又は第17条若しくは支部規約第20条の規定に該当する者以外の者は、会議に出席してはならない。
- 2 議長は、前項の規定に違反した者を発見したときは、直ちに退場させなければならない。

(会議の秩序)

- 第23条 議長の許可を受けないで発言し、その他会議の秩序を乱す行為があるときは、議長は、これを制止し、又は発言を取り消させるものとする。
- 2 前項の場合において、議長の指示に従わないときは、議長は、その者の発言を禁じ、又は退場させるものとする。

(議事録)

- 第24条 幹事会の議事については、議事録を作成し、保存しなければならない。
- 2 議事録には、次に掲げる事項を記載し、議長及び出席構成員2人以上が署名押印しなければならない。
- (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 会議に付された議案
 - (3) 議事の要旨
 - (4) 表決の結果
 - (5) 前各号のほか、議長が必要と認めた事項
- 3 第1項の議事録は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されたものをいう。以下同じ。）をもって作成することができる。
- この場合において、当該電磁的記録に記録された事項については、署名押印に代わる措置を取らなければならない。
- 4 第1項の議事録が書面をもって作成されている場合は、書面による保存に代えて、その書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読み取り装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を保存する方法によることができる。

(電磁的方法)

第24条の2 支部規約第8条第2項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 電子計算機を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける受信者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

(2) 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

(電子署名)

第24条の3 支部規約等に規定する署名、署名押印又は記名押印に代わる措置は、電子署名とする。

2 前項に規定する電子署名とは、電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であって、次のいずれにも該当するものをいう。

(1) 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すものであること。

(2) 当該情報について変更が行われてないかどうかを確認することができるものであること。

第2節 正副支部長会

(正副支部長会の構成)

第25条 正副支部長会は、支部長、副支部長及び総務部長をもって構成する。

(正副支部長会の協議事項)

第26条 正副支部長会は、次の事項を協議する。

(1) 幹事会に付議すべき議案

(2) この細則又はその他の規程で、正副支部長会の協議を要するものと定められている事項

(3) 第2号に掲げる事項のほか、会務の執行に関する経常的事項（支部長の専決にゆだねた軽易な事項を除く。）

(書面協議)

第27条 支部長は、正副支部長会に付議すべき事項についての会議を招集する必要がないと認めるとき又は天災地変若しくは感染症の発生により会議を招集することが困難であると認めるときは、議案を記載した書面を構成員に送って、当該議案に対する賛否の意見を求め、書面による協議をすることができる。

2 前項の規定による協議は、正副支部長会の協議と同一の効力を有する。

3 第15条第1項の規定は、第1項の書面による協議について準用する。

第3節 幹事会

(幹事会の構成)

第28条 幹事会は、支部長、副支部長及び幹事をもって構成する。

(幹事会で決定すべき事項)

第29条 幹事会は、次の事項を決定する。

(1) 総会に提出すべき議案

(2) 支部規約、規則、この細則又はその他の規程で、幹事会の議を要するものと定められている事項

(3) 総会の招集の日時及び場所に関する事項

(4) 前各号に掲げるもののほか、会務の執行に関する重要事項

(書面議決)

第30条 幹事会に付議すべき事項について会議を招集する必要がないと認めるとき又は天災地変若しくは感染症の発生により会議を招集することが困難であると認めるときは、正副支部長会の協議を経て、議案を記載した書面を構成員に送り、当該議案に対する賛否の意見を求め、書面による議決をすることができる。

2 前項の規定による議決は、幹事会の議決と同一の効力を有する。

3 第15条第1項、第20条第1項及び第2項並びに第21条の規定は、第1項の書面による議決について準用する。

第4節 総 会

(総会の議長)

第31条 総会の議長は、その総会に出席した支部税理士会員のうちから、総会において選任する。

(通則規定の準用)

第32条 第22条及び第23条の規定は、総会について準用する。

附 則 (平30.12.12)

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令2.10.14)

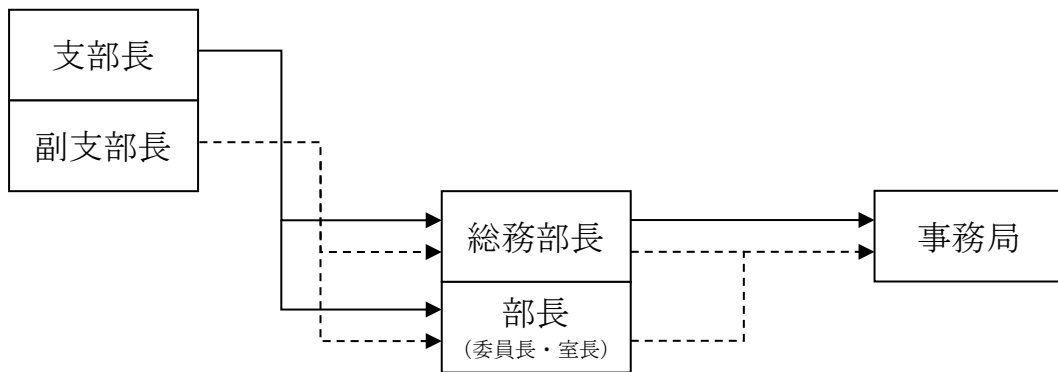
この改正規定は、令和2年10月14日から施行する。

附 則 (令4.2.1)

この改正規定は、令和4年2月1日から施行する。

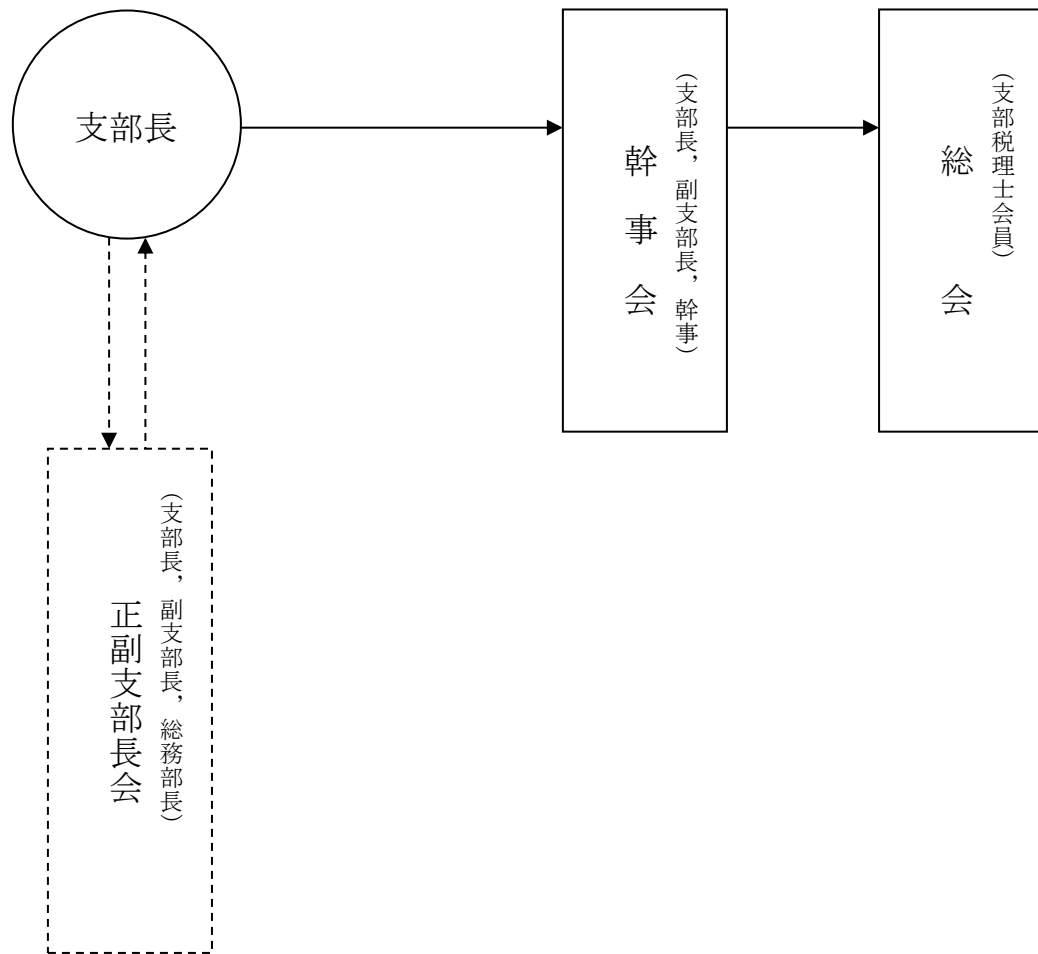
別表第1

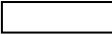

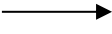
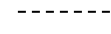
執行機関の組織図（第7条）



備考 —————▶ は、命令・指揮監督の系統を、 - - - - -▶ は、指導・助言・指示の系統を示す。

審議機関の組織図（第12条）



- 備考
- 1  は、議決機関を、 は、協議機関を示す。
 - 2  は、議決の順序を、 は、協議の順序を示す。